

災害廃棄物対策に係るこれまでの経緯等について

災害廃棄物関連の主な国の動き (阪神淡路大震災発生以降)

東日本大震災発生までの経緯

平成7年の阪神淡路大震災の経験

- ・ 大地震による災害は、被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較して大きいこと
- ・ 震災廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であること など

「厚生省防災業務計画」の策定(H8.1)

震災廃棄物対策指針の策定(H10.10)

「大都市圏災害廃棄物処理計画策定の手引き」の策定(厚生省H12.3)

「環境省防災業務計画」の策定(H13.1.6、H24.9.19(最終改定))

平成16年度に集中豪雨や台風による水害が頻発

「水害廃棄物対策指針」の策定(H17.6)

「災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き」の策定(H22.3)

平成23年の東日本大震の経験

- ・ 巨大地震に加え、津波の発生により、様々な災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害を遥かに超えた被害が広範囲に発生

上記指針に基づいて震災廃棄物処理計画を策定していた市町村においても混乱が発生

各指針の目的及び内容

○防災業務計画

- ・市町村および都道府県における震災廃棄物の処理・処分計画の策定（震災廃棄物処理に係る応急体制の整備）の必要性や、震災が発生した場合における応急対策の内容について明らかにしたもの。

○震災廃棄物対策指針

- ・防災業務計画を基に、震災廃棄物処理において国、都道府県、市町村の行うべき事項を示したもの。阪神・淡路大震災の事例を紹介し、解説を箇条書きで記載。

○大都市圏災害廃棄物処理計画策定の手引き

- ・震災時に被害甚大になることが想定される大都市圏を対象に、震災廃棄物の処理に関する重要事項、留意事項を記載。平常時から復旧・復興時に至るまでの具体的対応について記載し、正確な情報把握と震災廃棄物処理に対応した組織体制での廃棄物の迅速な処理を図ることを基本。

○水害廃棄物対策指針

- ・平成16年度に集中豪雨や台風等により例年になく水害が頻発した経験を基に、大規模な水害が発生した場合の特徴（交通の通行不能等）や水害廃棄物の特徴等を踏まえた水害廃棄物対策を具体的に記載。

○災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き

- ・広域的な巨大地震や大都市直下での地震の発生を想定し、迅速な処理の推進に向けた国家的な対応（国と都道府県・市町村との連携を強化するとともに、都道府県間の広域的な連携体制を確立）の必要性や平常時の相互協力体制の整備、災害時の支援体制構築に必要な検討事項を解説。

東日本大震災における国の動き(1)

地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生した東日本大震災においては、災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、以下のような取組を実施。

①東日本大震災における災害廃棄物処理事業の特例

廃棄物処理法に基づき市町村が行う災害廃棄物の処理事業（県が市から事務委託を受ける場合を含む。）について、特例的措置として、補助率の嵩上げを実施するとともに、地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置。

②処理支援体制の整備

- 「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」を設置
- 3県（岩手、宮城、福島）において「県災害廃棄物処理対策協議会」を設立
- 各自治体及び関係団体に対し、災害廃棄物の処理についての協力を要請
- 災害廃棄物の処理に関する人的・技術的支援
 - ・災害廃棄物の処理に関し、専門家による実務的・技術的な支援体制を整備。
 - ・被災3県に対し、契約面や技術面での支援体制を整備。
 - ・環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施。

東日本大震災における国の動き(2)

③災害廃棄物処理に係る法令上の措置等

○産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる都道府県知事への事前届出について、届出期間の特例の創設(平成23年3月31日環境省令第6号)
※都道府県知事が認める場合には、届出期間を短縮することとするもの。

○コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において埋立処分する場合の手続を簡素化する特例の創設(平成23年5月9日環境省令第8号)
※都道府県知事への届出により埋立処分を可能とするもの。

○被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合の再委託の特例の創設(平成23年7月8日政令第215号)
※市町村が震災によって特に必要となった一般廃棄物の処理を委託する場合において、処理の再委託を可能とするもの。

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年8月18日法律第99号)
※災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、合わせて、国が講ずべきその他の措置について定めたもの。

○東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用に関する通知(平成24年5月25日)
※災害廃棄物由来の再生資材の一部を復旧復興のための公共工事に活用する場合に限定し、津波堆積物や瓦くず等通常であれば最終処分場に埋立処分され得るものについても、可能な限り再生利用を進めるよう通知したもの。

○その他、被災した自動車、家電リサイクル法対象品目、パソコン、アスベストやPCB廃棄物等の有害廃棄物の扱い等について、各自治体に周知

東日本大震災における国の動き(3)

④災害廃棄物処理に係る指針の策定

○東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針 (H23.3.25)

※損壊家屋等の撤去等について、建物が倒壊してがれき状態になっている場合や自動車、船舶、動産が外見上から判断してその効用をなさない状態にある場合には、所有者等に対する連絡・承諾がなくても撤去して差し支えないと、法律的観点から指針をとりまとめたもの。

○東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスターplan)(H23.5.16)

※主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてまとめたもの

○東日本大震災津波堆積物処理指針(H23.7.13)

※市町村等が津波堆積物の撤去・処理を実施するに当たっての参考となるよう、基本的な考え方や留意事項等についてまとめたもの

○広域処理の推進に関するガイドライン(H23.8.11策定、H24.1.11最終改訂)

※放射能汚染への懸念に対応するため、広域処理を行うに当たっての安全性の考え方、確認方法等についてまとめたもの

東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理

地震による大規模な津波により
膨大な災害廃棄物が発生

岩手県：約 377万トン（約 8年分）
宮城県：約1,060万トン（約13年分）
福島県：約 171万トン（約 2年分）

※各県において1年で排出される一般廃棄物の量と比較

※福島県は避難区域を除く。

※全体では13道県で約2,000万トンの災害廃棄物に加え、6
県で約1,000万トンの津波堆積物が発生

焼却処理等

被災地の既設焼却炉を活用するとともに、仮設焼却炉等を設けて処理を実施。

再生利用

再生利用可能なものは極力再生利用を実施。コンクリートくず、津波堆積物等を再生資材化したものを、国の事業を含め、公共事業で利用。

災害廃棄物処理の目標

- 岩手県・宮城県：目標期間内（平成26年3月末）でできるだけ早期の処理完了を目指す。
- 福島県（避難区域を除く）：目標期間内に仮置場への搬入完了を目指すと共に、本年度末までの処理を可能な限り進め、平成26年度のできるだけ早期の処理完了を目指す。

埋立処分

焼却灰や再生資材化できない災害廃棄物は埋立処分。

広域処理

岩手・宮城両県において、県内処理を最大限実施しても、なお処理が間に合わない分を県外に依頼。

災害廃棄物について（平成25年8月末現在）

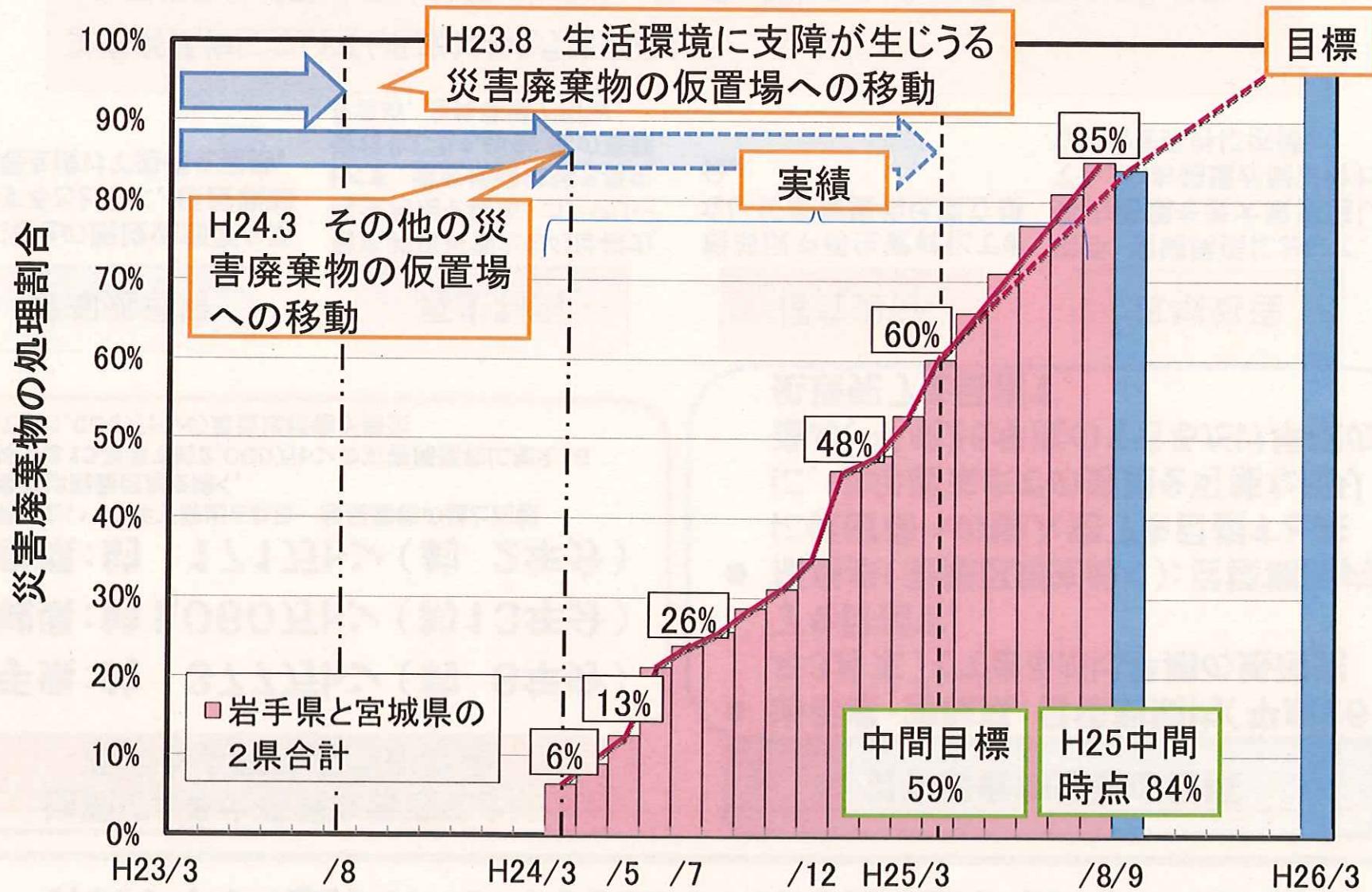
- 災害廃棄物処理の進捗状況 岩手県：75%、宮城県：88%、福島県：57%（3県：82%）。

津波堆積物について（平成25年8月末現在）

- 津波堆積物処理の進捗状況 岩手県：53%、宮城県：71%、福島県：33%（3県：62%）。

※福島県は避難区域を除く。

岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績



巨大地震に関する国の動き

○ 首都圏直下地震大綱(政府中央防災会議:平成17年9月)

※「首都中枢機能の継続性確保」と「膨大な被害の軽減と対応」を図るという視点からとりまとめたもの。災害廃棄物の処理については、"仮置場として利用可能な空地のリスト化"、"河川舟運や港湾を利用した水上輸送体制の整備"、"地方公共団体間の広域的な協力体制の整備"などの具体化を推進。

○ 首都直下地震の地震防災戦略の策定(政府中央防災会議:平成18年4月)

※震災廃棄物処理計画の策定や廃棄物処理に係る防災体制の整備を推進。特に、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県について震災廃棄物処理に係る防災体制をすべての市町村で整備するよう目標を設定。

○ 南海トラフの巨大地震モデル検討会(第2次報告)(政府中央防災会議:平成24年8月)

※建物被害・人的被害等の推計結果をとりまとめ

○ 南海トラフ巨大地震の被害想定について(第2次報告)(政府中央防災会議:平成25年3月)

※被害想定の第2次報告として施設等の被害及び経済的被害をとりまとめ

○ 災害廃棄物対策指針改定(暫定版)(環境省:平成25年3月)

○ 災害対策基本法等の一部を改正(平成25年6月)

○ 「国土強靭化(防災・減災)の推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について」を決定 (内閣官房:平成25年8月)

東洋美術に残る文鏡の跡

- 金剛三尊(聖武天皇8年)（奈良・法隆寺）
- 五層千葉塔(般若・奈良)（奈良に現存する最古の木造千葉塔）
- 高麗碑文塔(法隆寺)（聖武天皇8年）
- 法隆寺佛殿(慈恩寺)（唐三師）（法隆寺・大和8年在3月）
 - 神奈川県で發見された唐三師の作である。
- 金剛力士像(御所御子院)（奈良天平12年）（奈良市・御所御子院・大和5年在3月）
 - 奈良時代・天平の時代から後醍醐天皇までの年代。
- 菩薩立像(巨多寺)（奈良天平12年）（奈良市・御所御子院・大和5年在3月）
 - 同上に於ける菩薩立像に似た立像を土器の中央部に安置するものと見られる。
- 金剛頂上神龕(法華寺)（奈良天平12年）（奈良市・御所御子院・大和5年在3月）
 - 金剛頂上菩薩の神龕。法華寺の本堂裏門脇の壁間に安置する。
- 金剛頂上菩薩(法華寺)（奈良天平12年）（奈良市・御所御子院・大和5年在3月）
 - 金剛頂上菩薩の神龕。法華寺の本堂裏門脇の壁間に安置する。